

刑事裁判の期日延期等に関する会長声明

2020年4月16日、日本政府により、新型コロナウイルス感染症を対象とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、すでに発令されていた7都府県のほか、すべての道府県にも緊急事態宣言の発令が拡大された。

先に緊急事態宣言が発令されていた7都府県の裁判所においては、同年5月6日までに指定されていた公判期日の多くが延期されていたところ、今回の緊急事態宣言の対象地域の拡大を受け、全国の裁判所においても、公判期日の延期を検討することが予想される。

全国の裁判所においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する措置を講ずる必要性があることについては、当会としても異論のないところである。

しかしながら、裁判所における感染拡大の防止の方策については、例えば、法廷内の換気や傍聴人の人数の制限等により、法廷内での密集・密閉・密着を避けつつ、訴訟関係人及び傍聴人のマスクの着用、手指の消毒や検温等を徹底するなどの対策により感染拡大を防止することは十分に可能と思われる。

そのような他に選ぶうる感染防止対策を講じることが可能であるにもかかわらず、職権で一律に期日を延期させる措置は、以下に述べるように被告人の人権を不当に制約するのみならず、被収容者の滞留・増加により、収容施設における集団感染のリスクを増大させかねず、感染拡大防止の観点からも極めて危険な措置と言わざるを得ない。

刑事被告人の人身の自由並びに迅速な裁判を受ける権利は、いずれも憲法上の要請として最大限保障されなければならないところ、身体拘束の長期化によって、無罪推定の及ぶ被告人が被る社会的・経済的・人格的な不利益が極めて甚大なものであることはいうまでもない。

とりわけ、公判が延期されていなければ早期の保釈許可や執行猶予判決を得られていたことが見込まれるような事案においては、その具体的な実害の程度は看過し得ないものというほかない。

さらに、一方的な期日延期に伴う身体拘束の長期化により、刑事収容施設や留置施設において被収容者の人員が滞留・増加する結果となり、収容施設におけるクラスター感染等の集団感染のリスクが増大する事態を招来するであろうことは、全国での感染拡大が進んでいる現状に照らせば極めて明白である。

刑事収容施設や留置施設内で新型コロナウイルスの集団感染が発生した場合には、いわゆる「3密」の環境を十分に回避できないこれらの施設においては、他のクラス

ター感染の例と比較しても、施設職員及び被収容者らへの感染のリスクが爆発的であろうことは容易に予想され、ひいてはこれらの収容施設全体の機能不全をもたらす結果を招来しかねず、正常かつ適正な刑事司法作用を担うべき裁判所にあつては、このような事態は絶対に回避しなければならない。

そこで、裁判所に対し、以下の措置を採るべきことを強く要望する。

1 可能な限り、次に述べる必要な感染拡大防止措置を講じた上で予定どおり公判期日を実施すること。

公判期日を実施にあたっては、傍聴人の人数の制限等により法廷内での密集・密閉・密着を防止する措置を講じること。法廷内においては、マスクの着用、手指の消毒を義務づけること。訴訟関係人に対しては、開廷前の体温の測定を義務づけること。公判期日の終了後、次の公判期日を開廷するまでには、少なくとも15分程度の時間間隔を置き、可能な限り換気を行うこと。その他、裁判所において実施可能な感染拡大防止措置を最大限講じること。

2 身体拘束中の被告人についての公判期日の延期は、事案に応じて、弁護人の意見を聞いた上で、慎重に行うこと。やむを得ず公判期日を延期する場合でも、勾留取消請求や保釈請求、勾留の執行停止等を柔軟に許可すること。公判が延期されていなければ保釈許可や執行猶予判決を得られていたことが見込まれるような事案については、請求又は職権により勾留を取り消すことも検討すること。

3 やむを得ずに公判期日を延期する場合には、延期後の期日をできるだけ早期に指定すること。

4 公訴事実に争いがなく、執行猶予判決が見込まれる事件では、第1回公判期日において判決の言渡しまで行う等、被告人の身体拘束が長期化しないよう最大限の配慮を行うこと。

5 これまで以上に、より厳格に逮捕状請求や勾留請求に対する判断を行い、特に逮捕・勾留の必要性が高いとまで認められない事件については逮捕状請求や勾留請求を積極的に却下すること。

2020年（令和2年）4月20日

佐賀県弁護士会

会長 富 永 洋 一